平成30年度第2回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:平成30年4月24日

担当部・課:財務部市民税課[内線3091]

資産税課〔内線3112〕

① 件 名

個人住民税における個人所得課税及びわがまち特例等の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

平成30年度地方税制改正について、「地方税法等の一部を改正する法律」が平成30年4月1日に施行され、給与及び公的年金にかかる所得控除の見直し等が図られるとともに、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこの課税方式が見直しされた。また、固定資産税におけるわがまち特例について、特例対象資産の新設により特例措置が拡充された。

【目的】

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方税法(昭和25年法律第226号)

地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)

石巻市市税条例(平成17年4月1日条例第55号)

石巻市都市計画税条例(平成17年4月1日条例第56号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・[編〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成30年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律公布 (平成30年4月1日施行)

⑤ 主な内容

- 1 石巻市市税条例関係
 - (1) 個人住民税関係
 - ① 個人所得課税の見直し(平成33年度分から適用)【別紙1】

給与所得控除・・・給与所得控除額を10万円引下げ

上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引下げ

控除の上限額を220万円から195万円に引下げ

公的年金等控除・・公的年金等控除額を10万円引下げ

公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除の上限額を195.5万円に 設定

公的年金等収入以外の所得が1,000万円超の場合、控除額を引下げ

(1,000万円超:10万円引下げ、2,000万円超:20万円引下げ)

基礎控除・・・・・基礎控除額を10万円引上げ

合計所得金額が2,400万円超の納税義務者について、控除額が逓減・消失する仕組みを設ける。

② 特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)へのマイナンバーの記載(平成30年度分から適用)書面にて送付する場合、当面マイナンバーの記載を行わない。

(2) 市たばこ税関係

① 紙巻たばこの税率見直し 平成30年10月1日から3段階で引上げ

(1,000 本当たり)

	現行	改正時期			
		Н30. 10. 1	Н31. 10. 1	Н32. 10. 1	Н33. 10. 1
市たばこ税	5,262 円	5,692 円	_	6,122 円	6,552円
(引上額)	(-)	(430 円)		(430 円)	(430 円)

※ たばこ税:12,244円(国税:6,122円、県税:860円、市税:5,262円)

② 加熱式たばこの課税方式の見直し【別紙2】

加熱式たばこは、パイプたばこに分類し、重量1gを紙巻たばこ1本に換算して課税していたが、製品特性を踏まえ新たな課税区分として「加熱式たばこ」を新設し、従来の「重量」の計算方式を見直すとともに、「重量と価格」に応じた課税方式を導入する。

(3) 固定資産税関係

- ① わがまち特例制度における課税標準の特例(廃止1件、追加7件、延長12件)【別紙3】
 - ・津波避難施設に係る対象施設等を追加した上、3年間延長
 - ・特定再生可能エネルギー発電施設に係る対象施設等を追加した上、2年間延長
- ② 平成30年度評価替え(3年に1回)に係る、土地の負担調整措置
 - ・現行の仕組みを3年間延長

2 石巻市都市計画税条例関係

- (1) わがまち特例制度における課税標準の特例(延長1件) 【別紙4】
 - ・都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等を2年間延長
- (2) 平成30年度評価替え(3年に1回)に係る、土地の負担調整措置
 - ・現行の仕組みを3年間延長

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正予定としている。

⑧ 今後の予定及び施行年月日

平成30年3月31日付けで石巻市市税条例等及び石巻市都市計画税条例の一部改正について専決処分を行っており、次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

9 その他

[※] 平成30年10月1日から3段階で引上げ。消費税増税時(H31.10.1)は引上げをしない。